別紙6

選挙運動用ポスター作成契約書

|  |  |
| --- | --- |
| 収入  印紙 |  |
|  |  |

平内町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

1　品　名

公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2　契約金額　　　　　　　　　円

（単価　　　円　　　銭×数量　　　枚）

3　納入期限

　令和６年　　月　　日

4　請求及び支払

　 この契約に基づく契約金額については、乙は、「平内町議会議員及び平内町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に基づき、平内町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

なお、平内町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は平内町には請求できない。

　令和６年　　月　　日（契約締結年月日）

甲 住　　所

平内町議会議員一般選挙候補者

氏　　名 ㊞

乙 住　　所

名　　称

代 表 者 ㊞